

## 平成28年度における中国地区の下請法の運用状況等について

平成29年6月15日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所中国支所

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,870名（製造委託等<sup>(注1)</sup>1,289名、役務委託等<sup>(注2)</sup>581名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者9,500名（製造委託等7,382名、役務委託等2,118名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
	全 国	中 国	全 国	中 国
平成28年度	39,150	1,870	214,500	9,500
製造委託等	25,696	1,289	151,912	7,382
役務委託等	13,454	581	62,588	2,118
平成27年度	39,101	1,860	214,000	9,550
製造委託等	26,559	1,349	151,499	7,087
役務委託等	12,542	511	62,501	2,463
平成26年度	38,982	1,846	213,690	9,000
製造委託等	25,935	1,302	152,504	6,610
役務委託等	13,047	544	61,186	2,390

#### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

##### ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は404件（製造委託等299件、役務委託等105件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが398件（製造委託等294件、役務委託等104件）、下請事業者等からの申告によるものが6件（製造委託等5件、役務委託等1件）である。

##### イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は398件（製造委託等289件、役務委託等109件）であり、このうち366件（製造委託等265件、役務委託等101件）について措置を

講じており、その内訳は、勧告が1件（役務提供委託等）、指導が365件（製造委託等265件、役務委託等100件）である。勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数				処理件数					
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計	
						勧告	指導	小計			
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603	
	中国	398	6	0	404	1	365	366	32	398	
	製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
		中国	294	5	0	299	0	265	265	24	289
	役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
		中国	104	1	0	105	1	100	101	8	109
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271	
	中国	381	6	0	387	0	364	364	27	391	
	製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
		中国	269	5	0	274	0	256	256	22	278
	役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
		中国	112	1	0	113	0	108	108	5	113
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844	
	中国	390	5	0	395	1	362	363	26	389	
	製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
		中国	292	4	0	296	1	271	272	22	294
	役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
		中国	98	1	0	99	0	91	91	4	95

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

### ウ 管内の措置件数

管内の措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）の県ごとの内訳は広島県156件、岡山県99件、山口県54件、島根県37件、鳥取県20件となっている。

### (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で638件となっており、このうち、製造委託等に係るものが464件、役務委託等に係るものが174件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は320件（類型別件数の延べ合計の50.2%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが236件、役務委託等に係るものは84件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は318件（類型別件数の延べ合計の49.8%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が184件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の57.9%）、②買ったたきが52件（同16.4%）、③割引困難な手形の交付が25件（同7.9%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は228件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が123件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の53.9%）、②買ったたきが43件（同18.9%）、③割引困難な手形の交付が25件（同11.0%）等となっている。

(4) 役務委託等に係る実体規定違反は90件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が61件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の67.8%）、②買ったたきが9件（同10.0%）、③下請代金の減額8件（同8.9%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反												合計		
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計			
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250	
	中国	285	35	320	2	184	24	0	52	10	5	25	11	5	0	318	638	
	製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
		中国	216	20	236	2	123	16	0	43	4	5	25	8	2	0	228	464
	役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
		中国	69	15	84	0	61	8	0	9	6	0	0	3	3	0	90	174
平成27年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	中国	297	30	327	3	166	29	0	44	8	2	12	13	0	0	277	604	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		中国	214	23	237	2	108	19	0	38	7	2	11	12	0	0	199	436
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		中国	83	7	90	1	58	10	0	6	1	0	1	1	0	0	78	168
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	中国	270	39	309	0	160	18	1	50	2	1	11	8	0	0	251	560	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		中国	209	29	238	0	109	13	1	39	2	1	10	7	0	0	182	420
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		中国	61	10	71	0	51	5	0	11	0	0	1	1	0	0	69	140

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

### (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者27名から、下請事業者589名に対し、総額1億4642万円の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 252 名に対し、1 億 2187 万円の減額分を返還した（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成 28 年度	全国	131 名	4,060 名	18 億 4452 万円
	中国	10 名	252 名	1 億 2187 万円
平成 27 年度	全国	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	中国	16 名	243 名	210 万円
平成 26 年度	全国	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
	中国	10 名	255 名	421 万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 156 名に対し、263 万円の遅延利息を支払った（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成 28 年度	全国	144 名	2,076 名	6958 万円
	中国	13 名	156 名	263 万円
平成 27 年度	全国	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	中国	10 名	46 名	398 万円
平成 26 年度	全国	91 名	1,783 名	6299 万円
	中国	3 名	13 名	170 万円

ウ 購入等強制事件においては、親事業者は、下請事業者 181 名に対し、2191 万円を返還した（第 6 表参照）。

第 6 表 購入等強制事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成 28 年度	全国	7 名	221 名	2359 万円
	中国	4 名	181 名	2191 万円
平成 27 年度	全国	1 名	199 名	25 万円
	中国	—	—	—
平成 26 年度	全国	—	—	—
	中国	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成28年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 「基礎講習会」の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成28年度においては、当該講習会を5県5会場で実施した。

#### (2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中国支所では、中国経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を実施している。

平成28年度においては、当該講習会を5県6会場（うち公正取引委員会主催分は3県3会場）で実施した。

### 2 下請法等に係る相談・指導

#### (1) 下請法等に係る相談・指導

中国支所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成28年度においては、245件（下請法に係る相談218件、優越的地位の濫用規制に係る相談27件）に対応した。

#### (2) 「中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者を始めとした中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成28年度においては、当該移動相談会を5回実施した。

### 3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成29年3月末時点における中国支所管内の下請取引等改善協力委員は14名）。

平成28年度においては、7月から8月及び11月から12月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

## 平成28年度における勧告事件

(株)日本セレモニーに対する件（平成28年6月14日）	
親事業者	(株)日本セレモニー
事業内容	冠婚葬祭式の施行等
下請取引の内容	結婚式の実行に係るビデオの制作 冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け、音響操作等の実施
違反行為の概要 （期間）	【購入・利用強制（第4条第1項第6号）】 おせち料理、ディナーショーチケット等の物品の購入を要請していた（平成26年5月～平成27年11月）。下請事業者はこの要請を受け入れて、前記の物品を購入した。
購入等強制 に係る金額	下請事業者144名に対し、総額3302万1500円

## 平成28年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 電気設備の修理を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 食品の運送を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者と書面による合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① ダイカスト製品の製造、加工を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 折り込みチラシのデザインの制作を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- ① 電子制御盤の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。
- ② 土壌分析を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- ① プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、自社が販売する食品を購入させていた。
- ② デザインの制作を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、自社の取引先が実施するバスケットボールの試合のチケットを購入させていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 産業用車両の部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- ① 設備補修作業を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種で認められる手形期間）を超える手形を交付していた。
- ② ワークウェアの製造を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維

業において認められる手形期間) を超える手形を交付していた。

#### 7 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ① 自動車部品のプレス加工を下請事業者へ委託しているL社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該加工を大量に発注する時期を終えた後、当該加工の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。
  
- ② デザインの制作を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、自社の取引先が実施するバスケットボールの試合の準備を無償で手伝わせていた。